

Q:

【シリーズ①】名古屋市の住んでいます。今はみんな元気ですが、将来家族が亡くなった時の手続きについて知っておきたいです。何をする必要がありますか？

A:

外国籍の人が日本で亡くなった場合も、日本の法律(戸籍法)のもと手続きをすすめます。

## 1) 「死亡届(Shibō-Todoke)」を出す

### ■必要なもの:

- 死亡届(役所や病院、葬儀会社で死亡届の紙をもらうことができます)
  - 死亡診断書(病院でもらえます)《\*1》、または死体検案書(警察でもらえます)《\*2》
  - 死亡届を出す人の身分証(パスポート、在留カードなど)、印鑑(あれば)
- 《\*1》死亡診断書とは: 病院で死亡し、医師が病死と認められた場合に、医師が発行するもの。  
 《\*2》死体検案書とは: 病院以外での死亡、突然死、異状死などで、亡くなる前に医師の治療を受けていない場合に、担当の警察署が発行するもの。

■いつまでに?: 亡くなったことを知った日から7日以内に提出します。

■だれが出す?: 家族や一緒に住んでいる人、家の持ち主や土地の持ち主、または家や土地を管理している人が出します。葬儀会社か、かわりに出してくれることもあります。

■どこに出す?: 亡くなった場所の役所、または死亡届を出す人が住んでいる市区町村の役所に出します。

## 2) 「埋・火葬許可証(Mai-Kasō-Kyōka Shō)」を受け取る

死亡届を出して手続きが終わると、「埋・火葬許可証」がもらえます。

これは、日本で遺体を埋めたり、火葬したりする時に必ず必要な書類です。必ず受け取って、なくさないようにしてください。

日本では、土地や衛生の理由で、火葬(かそう)《\*3》が基本です。

そのため、どの地域にも火葬場があり、多くの場合、人が亡くなったあとに火葬をします。

日本では、土葬(どそう)《\*4》は都道府県の知事が許可した場所で行うことができず、許可がない場所で土葬をしようと、法律で罰せられます(「死体遺棄罪」)。

亡くなった人の宗教や希望で、土葬をしたい時は、事前に大使館や領事館、宗教の団体、住んでいる地域の役所やコミュニティに相談しましょう。また、土葬に対応できる葬儀会社は少ないので、よく確認することが大切です。

《\*3》火葬は、遺体を焼いて、遺骨を入れ物に入れる方法です。

《\*4》土葬は、遺体を焼かずに、棺に入れて土の中に埋める方法です。

## 3) 在留カードを返す

■いつまでに?: 亡くなった日から14日以内

■どこに返す?: 住んでいる場所を担当する出入国在留管理局の窓口を持って行くか、郵送で送ります。

・郵送する場合の住所(※封筒の表に「在留カード返納」と書いてください):

〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11

東京港湾合同庁舎9階東京出入国在留管理局オンライン審査部門おだいば分室

#### 4) 大使館・領事館への連絡

家族は、できるだけ早く、自分の国の大使館や領事館に連絡してください。

受けられるサポート内容は、国によって違います。

また、亡くなった人の国籍や在留資格によって、手続きの方法も違います。

そのため、必ず大使館や領事館に確認してください。

#### 5) 年金・健康保険などをやめる手続き

■いつまでに?: 亡くなった日から5日~14日以内

■どこで手続きする?:

・国民健康保険や国民年金に入っていた場合(自営業やフリーランス) → 亡くなった人が住んでいた市区町村の役所

・社会保険や厚生年金に入っていた場合(会社員など) → 勤めていた会社

#### ★「おくやみコーナー」★

名古屋市では、各区役所に「おくやみコーナー」という窓口があります。

この窓口では、亡くなった人とその家族に必要な役所での手続きを、まとめて教えてもらえます(予約が必要です)。

詳細は名古屋市のウェブサイトをご覧ください↓

<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/todokede/100785/1034702/1008118.html>

※名古屋市のウェブサイトでは、言葉を選ぶことができます。右上の「LANGUAGE」を押してください。



★次の6月号では、1)~5)以外の日本での手続きや、亡くなった人の遺体を自分の国に送る時の手続きを案内します。